

## 日本労働年鑑 第24集 1952年版

The Labour Year Book of Japan 1952

## 第三部 労働政策

## 第三編 使用者の労働対策—日本経営者団体連盟の活動—

## 第一章 経営者活動の基本方針

一 日経連第三回定時総会(四月一四日)の宣言。ここにはドッジ政策の強行とそれによる恐慌現象の顕在化のために漸く苦境に直面するに至った経営危機打開のためのいわゆる「労使協力態勢」の速かな確立への強い要望があらわれている。

## 宣言

インフレ収束のため強行された経済自立諸施策はその結果において脆弱なる日本産業に深刻なる影響を与え、国際経済への参加を許されながらも海外情勢の不安定により、各企業ともいまや極めて苦難の途に直面している。

われわれは経済自立を実現するため、国際的水準において企業経営を科学的に合理化し、労使ともそれぞれの自主性を尊重しつつ、適正なる賃金体系の整備と公正なる労働協約の締結とにより速かに労使協力態勢を確立し、もって労使関係の安定を図り、現下企業面におけるあらゆる障害の克服を期しつつある。

しかしながら個別企業のみでの合理化には自ら限界があるので政府においても日本経済の再建復興のための方途を充分見極め適切にして敏速なる総合施策を実施せられんことを要望する。殊に失業対策としては、内は極力新たなる生産的職場の開拓、公共事業の推進と、外は技術並に工場施設等の輸出促進とが要望される。

いまやわれら経営者は当面の苦難にあつて企業経営の社会的使命の重要性を痛感し産業の危機を祖国の危機としてこれが打開に一致団結しあくまで祖国経済再建の所信に邁進せんことを誓う。

二、同総会における左記の決議には、経営管理なかんづく労務管理の合理化による経営困難の打開が提唱されている。経営困難打開のための労働対策はその重点を、「経営理念の高揚」、「労務管理の刷新」=労働統轄の強化、そのための「経済中堅層及び第一線職長級に対する教育」の拡充という職制に貫かれての労資相共に生産にいそしむ「協力体制」確立に置いている。

## 経営者の相互啓発と組織強化に関する決議。

労使関係の健全化と経済再建興隆とを達成するため、経営者団体の拡充強化を図るべき基本方針は、既に一昨年九月、全国経営者大会において決議されたところであるが、今やわれら経営者は経済自立化への過程において、経営の存立さえ脅かされる一大試練と苦難とに直面し、企業体制を確立し難局を克服するための自主的組織として経営者団体の緊要性を愈々痛感し、経営者団体の基礎強化を図り、左記の如き相互の教育啓発に重点をおき、特に経営者意識の統一を図り、益々活発なる経営者活動を展開せんとするものである。

(一) 科学的基礎に立つ総合的経営管理の改善と特に労務管理の刷新を図り以って企業目標を確立し経営合理化を具体化するため経営者団体は関係諸機関の協力を得て地域と業種の特殊性に応じ労務管理、経営管理に関する相互啓発と実践推進を行

う。

(二) 経営首脳者及び幹部に対する経営者理念を高揚し、経営中堅層及び第一線職長級に対する教育を推進するため経営者団体において相互啓発活動を実行する。

(三) 経営者の総意を経営者団体に結集し、中央地方の当局並に關係方面に対し適時適切なる施策の実施を要請すると共に経営者の公正なる主張と立場につき社会各方面の支持獲得に一段の努力を致す。

三、同定時総会で決定された日経連の活動の基本方針及び具体的方針は左記の如くである。

#### 基本方針

経済自立政策の強行による企業の深刻なる苦難を打開しもって旺盛なる生産資本の活動を中核とする祖国経済の自立再建を達成するため、経営者の経綸を確立し、経済および労働の基本政策の実行を期するとともに、企業の物的諸条件の制約下において、労使の協力組織を基盤とし、人的部面の刷新改善による企業内容の充実整備のための推進活動に重点を置く。

#### 具体的活動方針

##### (一) 労務管理および経営管理の推進

労働科学その他科学的研究の協力により職場組織の整備技能教育の徹底、賃金体系の整理等を行うと共に、公正なる労働協約の締結促進を図る。なお労務管理に關連する経営管理一般の刷新を図り、現場中心の経営合理化を推進するため、關係専門機關との連絡提携、経営管理研究会の開設等を行う。

##### (二) 勤労者福祉の増進

勤労者の生活安定は能率増進によることを本義とし、さらに厚生施設の合理化、特に住宅施設の拡充に努めると共に社会保障制度の推進に重点を置く。

##### (三) 経済労働問題の研究調査

現実の要請に立脚した経営政策、労働政策を確立するため、關係方面と、連携して内外経済労働問題の科学的、理論的および法律的研究調査の促進を図ると共に経営者団体の行う賃金その他労働関係統計調査の調整を図る。

##### (四) 経営者教育の促進

中央及び地方の経営首脳者及び幹部の相互啓発を図ると共に、中堅層及び第一線課長の教育を推進する。

##### (五) 労使協力機關の確立

労使の意志疎通を図り生産能率を推進するため職場の労使協力機關を整備し、その氣運成熟を俟って総合的労使生産協力機關の実現を期する。

##### (六) 中小企業対策の推進

中小企業の経済再建における重要性に鑑みこれが対策特に中小企業金融制度の確立その他につき外部機關と提携協力を致す。

##### (七) 失業対策の具現

兼ねて設定せる失業対策の具体化、特に生産的雇用の増加を図るため、職業安定審議会委員の連絡強化を図り、社会保障制度の推進を行うと共に、特に技術移民の実現により貿易国策の推進に資する。

#### (八) 経営者組織の強化

今後の産業労働情勢の推移に鑑み、業種別及び地方別経営者団体に課せられた使命を達成するため、その組織拡充と財政的基礎の強化を図る。

#### (九) 弘報活動の積極化

経営者意識の昂揚と社会的支持に基く経営者の経論を伸張するため、印刷物の発刊その他弘報活動の一層の積極化を図る。

#### (一〇) 国際的協力の促進

わが国経済の世界的地歩確立のため、日本のILO正式参加を促進すると共に、海外経営者団体との緊密なる連絡を図る。

四、九月二七日の日経連臨時総会において決議された「時局に対する経営者の基本態度」は、動乱を契機とする「活況」によって蘇生したかにみえる経営者のやや明るい見透しと確固たる決意の程を示している。

#### 時局に対する経営者の基本態度

##### 一、国際的立場について

民主主義の擁護と世界平和の確保を念願するわれ等は、「国際共産革命の完遂までは世界に平和はあり得ない」ことを信条とする共産運動に対して飽くまでこれを排除しなくてはならない。

全面講和、永世中立、軍事基地化反対等の論議は、それがたとえ平和を愛好する善意からの発露であっても、現実には国際共産勢力の暴力的侵略に対して、西欧民主主義陣容が国連の旗の下に警察行動を遂行している場合であるから、この際極めて慎重を期さねばならぬであろう。

斯る見地より、われ等は今次朝鮮動乱に関する国連の決議を支持すると共に、更に進んでわが国の現在の立場において許される限りの協力を致すことによって、西欧民主主義諸国の信頼に答えんとするものである。

而して動乱以後の国際事情の変化によって、日本の国際的復帰の可能性が増大しつつあると考えられるが故に、可能なる限りの多数国との間に速かに講和條約が締結せられ、わが国の経済的立場が国際的に確保されんことを切望してやまない。

##### 二、労使関係について

時局の推移如何によっては、国連への経済的協力がいよいよ必要となり、労使間の協力が一層要請せられることとなろう。然しながら現実の労使間においては、斯る要請とは凡そ逆な労働攻勢も繰り返されることがあろう。斯る場合の労使関係の調整においても、民主主義の原則は守らるべきであり、その解決には、労使の良識が必ず顕現されることを信じて、われ等はこれに努力を傾倒せんことを茲に表明する。

##### 三、企業経営について

この際企業の合理化によって企業力を充実し、労働生産性をも向上して眞に国際場に競争し得る態勢を確立すべき基本方針は益々推進されねばならぬが、その方法において経営者は更に検討すべき幾多の問題のあることを痛感する。

このためにわれ等は更に広い視野に立つと共に、謙虚な態度を以て経営の諸般の

問題に研究を進め、特に経営管理の各般の方法については海外経営の長所を摂取すると共に、この経営合理化によって従来とかく等閑に附された資本の蓄積を積極的に行い、以って自主的立場より企業繁栄の方途を講じ、労使共栄の基盤を形成せんとするものである。

#### 四、組織強化について

以上三つの基本態度を具体化するためには経営者の組織を一層強化する必要があるが、いまや日経連は地方別全都道府県団体及び業種別三一団体を以て構成され、企業活動の実践的経済団体として全国的組織は漸く完備に近く、終戦後の激動する労使関係の中に残した足跡は自負すべきものが多いと信ずる。然しながら労使関係が単なる対策の部面から一步進んで科学的な関係の樹立を要請される今日の段階では、その活動の内容について更に考究すべき点が少くないであろう。又労使関係が労使共に民主主義を擁護しつつも尚社会的課題としての労使対立を続けなくてはならぬ現実を考えると、これが合理的解決への前進のために経営者が一層の熱意を示さなくてはならない。

即ち経営者はその中核的連繫機構としての地方別、業種別それぞれの団体の整備強化に協力すると共に各団体の業務活動が真に企業現場の要請に即応するよう企画性を与えねばならぬ。構成団体としては労働生産性高揚と職場秩序確立についての科学的研究とさらに経営者及び経営管理者に対する啓発、教育と共に業種及び地方の実情に即応した適切な事業の実施に重点が置かるべきであろう。更に中央団体たる日経連はこれら業種別及び地方別各団体の事業遂行を推進する方向において強力なる活動を公正なる世論の支持の下に展開するため特別の努力を期するものである。

日本労働年鑑 第24集 1952年版

発行 1951年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年6月1日公開開始

---

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1952年版(第24集)【目次】 次のページ→ ■  
日本労働年鑑【総合案内】

---

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)

---